

第Ⅰ回吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ
指定管理者候補者選定委員会議事要旨

1 開催日時

令和8年6月24日（水）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

吹田市役所 本庁舎高層棟3階 オペレーションルーム

3 出席委員

- (1) 若槻 健（関西大学文学部教授）
- (2) 谷村 綾子（千里金蘭大学教育学部教育学科教授）
- (3) 水野 篤夫（ユースワーカー協議会代表）
- (4) 大谷 羊子（EN SUITA 講師）
- (5) 利根川 亮（公認会計士・税理士）

4 次第

- (1) 開会
- (2) 出席者紹介
 - ア 選定委員会委員の自己紹介
 - イ 事務局職員の自己紹介
- (3) 委員長及び副委員長の選出について
- (4) 指定管理者の募集等について
 - ア 指定管理者の募集要項（案）について
 - イ 指定管理者候補者の選定方法について
 - ウ 選定に係る日程について
 - エ その他（次回委員会の予定等）

5 会議進行

- (1) 開会
 - 【事務局より出席者の確認、資料確認】
- (2) 出席者紹介
- (3) 委員長及び副委員長の選出、就任の挨拶
- (4) 指定管理者の募集等について
 - 【事務局より指定管理者の募集等について説明】
 - 【募集要項及び選定方法への質問】

<募集要項（案）に記載している法令について>

（委員）

募集要項（案）に記載されている遵守すべき法令は何かの基準が決まっているのですか。

（事務局）

本市では、指定管理者制度に関するガイドラインや募集要項のひな形などを統一的に定めているため、それに基づいて作成しております。なお、「子ども性暴力防止法」等の関連事項については追記しております。

（委員）

遵守すべき法令の中で、子ども基本法が入っていないのですが、なぜでしょうか。

（事務局）

本市では、子ども基本法に基づき「吹田市子ども計画」を策定しており、その内容は資料３の募集要項（案）の８ページ コに「若者への支援」の項目に記載しています。法律を遵守事項に明記するかどうかについては、委員の皆様の御意見を踏まえたいと考えております。

（委員）

子ども基本法については、明記した方がいいと思います。子供・若者に特化した施設であることから、指定管理者には理解してほしいという思いがあります。子ども計画はありますが、指定管理者自身が主体的に関わっていくという意味で記載するのが望ましいと思います。

（委員長）

記載していただくことでよろしいでしょうか。

（全委員）

異議なし。

<リスク分担に関する事項について>

（委員）

「施設設備の損傷」という箇所、20万円未満の修繕なら指定管理者が負担、一方20万円以上なら市が負担とのことですが、金額で負担者が変わるというのは市として何か基準があるのでしょうか。

（事務局）

修繕発生時のトラブルを防ぐため、ガイドラインにより一定の金額基準を設けられており、20万円を基準として区分しています。

（委員）

20万円以上の修繕が発生した場合は見積書の内容を確認して、金額の妥当性をみているのでしょうか。

（事務局）

金額の妥当性については、複数者から見積書を取ることで一番安価な見積書を提出した業者の金額で確認しています。

(委員)

「施設管理上の瑕疵により第三者に損害を与えた場合」は指定管理者が負担し、「第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）」は市が負担とのことですが、その違いと、負担を分けている根拠を教えてください。

(事務局)

市が負担するのは、建物に設置された設備などの瑕疵が原因で事故が発生した場合などです。一方、指定管理者が負担するのは、管理運営中に発生した瑕疵に起因する損害です。設置時の瑕疵と運用上の瑕疵で負担を区分しています。

<審査の順位付けについて>

(委員)

「各選定委員は、合計点数による順位付けを行う。合計点数が同じ場合は、再度全体を見直し、順位付けを行うものとする。」と書いてありますが、1人の委員は必ず1～5位を決めるということで、同点だと思っていてもどちらかを上位下位にしないといけないということでしょうか。絶対に差が必要という認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

<採点表 No.1「市民の平等な利用が確保されること」の表現について>

(委員)

No.1 ア「団体の理念・内容」についての内容は賛成ですが、実際には複数の団体が共同で応募するケースが多い中、「団体」とは、何を指していると捉えたらいいですか。

(事務局)

「応募者」、「共同体」、若しくは、「応募者団体」などが考えられます。

(委員)

公共性の評価は非常に重要なので、理念や内容を問う質問は、曖昧な表現を避けるべきだと思います。実際に共同体の、一方は公共団体、もう一方は企業という共同体で応募することが多いため、運営応募者として公共性の高さを適切に評価できるように、基準を明確に示してほしいと思います。

(委員)

選定基準の「市民の平等な利用が確保されること」という観点での評価項目が「施設の運営理念・運営方針」という表現が分かりにくいので、選定基準を「施設運営に当たっての理念・方針」とした方が伝わりやすいと思います。

その上で、評価項目を吹田市の考えている理念・方針にどれだけ則しているか、若しくはそれを生かせるものであるかという表現にした方が分かりやすいと思いました。

(委員)

次期指定管理者には吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例で定められた施設の目的や目標に基づいて運営していただく必要があります。そのため No.1 の採点基準に、市民との協働という方針がより具体的に表現できればと考えます。

(委員)

選定基準に「市民の平等な利用が確保されること」と掲げられていますが、平等な利用はもちろん重要ですが、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例の文言に「市民との協働により展開する拠点」と明確に記されているため、評価項目の冒頭に「青少年に対する施策を市民協働で推進し、市民の平等な利用を確保する」など、協働の要素や施設の目的を加えてはどうでしょうか。

(委員)

設置目的を実現するためにどのような計画ができますか、というようなことが表現されているかを示せたらいいと思います。選定基準に施設の運営理念・運営方針として、アの評価項目に、市民協働とか子育て拠点とか若者育成とか当施設の理念を実現しようとしているかどうかを記載してはどうでしょうか。

(委員)

イの評価項目を「市民の平等な利用を図るため」とすると、市民に対して平等な利用機会を確保してほしいという意図がより伝わると思います。したがって、評価項目で「平等な利用」と「青少年育成の理念の実現」という二本立てにするとよいのではないかと考えます。

(事務局)

御指摘いただいた箇所については、選定基準を「市民の平等な利用が確保されること」から、「施設の運営における理念、運営指針」に変更し、評価項目アには「青少年拠点としての理念の実現」、イには「市民の平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果」とする、ということではよろしいでしょうか。

(委員長)

そのように修正しても構わないでしょうか。

(全委員)

異議なし。

<採点表 No.3 ウ「要望及び苦情等に対応できる体制が整っているか」の表現について>

(委員)

利用者の立場からすると、青少年や子供たちのことを考え、利用者の意見に柔軟に対応してくれることが最も重要です。したがって、「利用者の意見に柔軟に対応する」という評価項目があればよいと考えます。

(事務局)

要望への対応に関しましては、採点表 No.3 ウで「要望及び苦情等に対応できる体制が整っているか」という項目を設けております。

(委員)

選定項目は「要望及び苦情」ですが選定基準では「苦情」のみの内容になっているので、ポジティブな表現を入れていただき文面を修正してほしいです。

今まで色々な施設を利用してきてと思いますが、利用者として指定管理者が変わることで今まで出来ていたことが出来なくなるというのが一番困ります。そのため規則の中であっても柔軟に対応をしてほしいと思います。

(委員長)

そのように対応することとしてもよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

<採点表 No.7「提案価格」の項目について>

(委員)

採点表 No.7「提案価格」という項目がありますが、この項目は、ほかの施設の選定でも用いているのですか。余り大きな点差が付かないのではないのでしょうか。

(事務局)

ほかの施設での指定管理者候補者選定においても、この項目を採用しているケースがあります。現時点では配点が5点のままのため、点数による差は余り大きくありませんが、費用を重視する場合は、配点を高く設定することで、点差を大きくすることも可能です。

なお、現在御確認いただいている資料は、令和8年6月改訂の本市の指定管理者制度ガイドラインに基づいて作成しております。最終的には選定委員会において、委員の皆様からいただいた選定基準や項目、配点に関する御意見を反映させたいと考えております。

(委員)

経費に関しては、採点表 No.4 の項目で「収支計画書の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであること」で経費削減の努力が評価されると思います。しかし、他者との比較で点数を付ける場合、サービスを削れば経費は下がるため、点数が高くなってしまいます。一方で、しっかりサービスを充実させようとした場合に経費が高くなることで、点数が低くなるのは不適切です。青少年育成事業の特性も踏まえると、必要なサービスをきちんと提供できるかを評価すべきで、経費削減の比較点数は必ずしも必要ないのではないかと思います。

(委員)

コスト削減を促す意図で No.7 の項目があるのかもしれませんが、No.4 に経費削減について評価できる項目があるため、No.7 はなくても支障ないのではないのでしょうか。

(委員長)

ほかに意見はありませんか。選定基準 No.7 を削除する場合は、その分の配点5点をほかの評価項目に振り分ける必要がありますがどうでしょうか。

(委員)

現在の社会ニーズや青少年の課題対応状況を踏まえ、No.6 ク「社会課題への取組（環境、健康、食育、ジェンダー等）」の項目に、不登校や中退、キャリア支援などの相談事業も含めて評価すべきではないかと考えます。多様な課題に対応し、情報収集や研修などを通じて柔軟に取り組む姿勢が重要です。したがって、この項目の配点を5点から10点に増やすことを検討してはどうでしょうか。

（委員）

No.6 アの内容が全体的に係る内容なので、アを5点配点から10点に変更してもいいかもしれません。

（委員長）

では、No.7 を削除し、No.7 の配点5点をNo.6 アに追加する方向で、いかがでしょうか。

（委員）

青少年の意見を取り入れる点については、既にNo.6 オの選定基準に「青少年の意見を積極的に取り入れる仕組みがあるか」とありますが、この評価項目は、青少年委員会の目的や運営方法に限定されているため、それ以外にも対応する文言があってもよいと思います。

（委員）

職員の研修や育成に関する評価項目は、元々設けていなかったのでしょうか。

（事務局）

職員の体制に関しては、No.3 ア「管理運営が可能となる人的能力」で評価しています。

（委員）

その内容だと受託団体が人的能力を備えているかという観点ですが、継続的な研修体制も評価に加えてよいと思います。研修というよりも、職員自らが他施設の優れた事例を学んだり、全国の先進事例を取り入れたりするための情報ネットワークを持つことも重要です。事業に対する改善意欲があるかという点を評価したらいいと思います。

（委員）

それらをまとめたのがNo.2 ア「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」ではないでしょうか。青少年に特化はしてないかもしれませんが、この項目は大前提であり重視すべきところだと思うので、配点を5から10点にするのはどうでしょうか。

（委員）

No.2 アの文言が、お客様に対するニュアンスのようなので、「サービス及び青少年へのサポート」とすることで、よりよくなると思います。施設利用料は、市が徴収しているため、指定管理者の収益として計上されるのは、経費削減や自主事業の収入になると思います。そのため、指定管理者が収益を上げるために利用者数を増やさなかったり、サービスの質を大幅に下げられたりすると困るので、前提としてサービスの質の維持・向上や利用者数の維持・増加を求めるのがよいと思います。点数は10点にするのもいいと思います。

（委員長）

サービスや青少年サポートの向上を図るための具体的手法及び期待される効果として、今5

点ですがここを 10 点にすることが出来ればいいなと思いました。

(委員長)

以上の御意見を踏まえ、修正することとしてよろしいですか。

(全委員)

異議なし。

(事務局)

本日の委員会で決定いただいた事項について、各書類を修正し、7 月 1 日から募集要項を公表、配付いたします。

修正の中で、文言の整理や誤字脱字、軽微な表現の変更等が見つかりましたら、委員長と事務局で相談して、対応させていただきますので、御了承願います。

また、委員の皆様も気が付かれた点がございましたら、事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。

(5) その他（次回委員会の予定等）

ア 委員は職務上知り得た秘密を漏らさないこと。

イ 応募団体への不適切な接触をしないこと。

ウ 委員報酬の振込手続について確認

エ 駐車券の配付